地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構定款

（目的）

第１条　この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、庄内地域等の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第２条　この地方独立行政法人は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第３条　法人の設立団体は、山形県及び酒田市とする。

（事務所の所在地）

第４条　法人の事務所は、酒田市に置く。

（法人の種別）

第５条　法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第６条　法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

（役員）

第７条　法人に役員として、理事長１人、副理事長１人、理事７人以内及び監事２人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第８条　理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、それらの職務を代理する。

４　監事は、法人の業務を監査する。

５　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、山形県知事又は酒田市長に意見を提出することができる。

（理事長の任命）
第９条　理事長は、山形県知事及び酒田市長が協議のうえ、山形県知事が任命する。
（理事長以外の役員の任命）
第１０条　副理事長及び理事は、理事長が任命する。
２　監事は、山形県知事及び酒田市長が協議のうえ、山形県知事が任命する。
（役員の任期）
第１１条　理事長及び副理事長の任期は４年とし、理事の任期は２年とする。ただし、役員（監事を除く。以下、この項において同じ。）が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、再任されることができる。
（職員の任命等）
第１２条　職員は、理事長が任命する。
２　職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。
（理事会の設置及び構成）
第１３条　法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。
（理事会の招集）
第１４条　理事会は、理事長が必要と認めたとき、これを招集する。
２　理事長は、理事会の構成員の２分の１以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。
（理事会の議事）
第１５条　次に掲げる事項は、理事会の議事を経なければならない。
(1) 法に基づき総務大臣の許可又は承認を受けなければならない事項
(2) 年度計画に関する事項
(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
(4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
(5) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項
第１６条　理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
２　議長は、理事会を主宰する。

３　理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ、開くことができない。

４　理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

（病院の名称及び所在地）

第１７条　法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

病院の名称	所在地
日本海総合病院	酒田市
日本海酒田リハビリテーション病院	酒田市

（診療所の名称及び所在地）

第１８条　法人が設置し、運営する診療所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

診療所の名称	所在地
日本海八幡クリニック	酒田市
升田診療所	酒田市
青沢診療所	酒田市
松山診療所	酒田市
地見興屋診療所	酒田市
飛島診療所	酒田市

（業務）

第１９条　法人は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 医療の提供に関すること。

(2) 医療に関する調査及び研究に関すること。

(3) 医療に関する技術者の研修に関すること。

(4) 医療に関する地域への支援に関すること。

(5) 災害時における医療救護に関すること。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務に関すること。

（業務方法書）

第２０条　法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるとおりとする。

（資本金等）

第２１条　法人の資本金は、法第６６条の２第１項の規定により山形県及び酒田市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、山形県及び酒田市が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として山形県及び酒田市が評価した価額により資本金を増加するものとする。

２　山形県及び酒田市からの出資に係る財産のうち、土地及び建物については、それぞれ別表第１及び別表第２に掲げるものとする。

（残余財産の帰属）

第２２条　法第８８条第２項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は山形県及び酒田市に帰属する。

２　残余財産の分割については、山形県及び酒田市が双方協議のうえ決定する。

（委任）

第２３条　この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附　則

この定款は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２１日認可）

この定款は、総務大臣の認可があった日から施行する。

別表第１（第２１条関係）
土地

所　在　地　番	面　積 （平方メートル）
酒田市あきほ町１番１	748.00
酒田市あきほ町２番１	1,139.00
酒田市あきほ町３番１	67.00
酒田市あきほ町４番	333.00
酒田市あきほ町５番	224.00
酒田市あきほ町６番	1,024.00
酒田市あきほ町７番	2,089.00
酒田市あきほ町８番	912.00
酒田市あきほ町９番	148.00
酒田市あきほ町１０番	1,021.00
酒田市あきほ町１１番	1,044.00
酒田市あきほ町１２番	1,044.00
酒田市あきほ町１３番	1,047.00
酒田市あきほ町１４番	5,438.00
酒田市あきほ町１９番１	646.00
酒田市あきほ町２０番	2,039.00
酒田市あきほ町２１番	2,059.00
酒田市あきほ町２２番	1,028.00
酒田市あきほ町２３番	2,059.00
酒田市あきほ町２４番	512.00
酒田市あきほ町２５番	512.00
酒田市あきほ町２６番	1,028.00
酒田市あきほ町２７番	1,028.00
酒田市あきほ町２８番	2,059.00
酒田市あきほ町２９番１	1,547.00
酒田市あきほ町２９番２	1,520.00
酒田市あきほ町３０番	528.00
酒田市あきほ町３１番	1,276.00
酒田市あきほ町３２番	638.00
酒田市あきほ町３３番１	285.00
酒田市あきほ町３３番２	143.00
酒田市あきほ町３４番１	1,069.00
酒田市あきほ町３４番２	1,069.00
酒田市あきほ町３５番	1,067.00
酒田市あきほ町３６番１	1,069.00
酒田市あきほ町３６番２	1,067.00
酒田市あきほ町３６番３	1,069.00
酒田市あきほ町３７番１	1,069.00
酒田市あきほ町３７番２	1,069.00
酒田市あきほ町３８番	2,138.00
酒田市あきほ町３９番	1,067.00
酒田市あきほ町４０番	1,047.00
酒田市あきほ町６２番	1,008.00
酒田市あきほ町６３番	2,059.00
酒田市あきほ町６４番	2,059.00
酒田市あきほ町６５番	1,028.00
酒田市あきほ町６６番	1,028.00
酒田市あきほ町６７番	1,028.00
酒田市あきほ町６７番１	748.00

所　在　地　番	面　積 (平方メートル)
酒田市あきほ町６８番１	2,059.74
酒田市あきほ町６８番２	1,031.16
酒田市あきほ町６９番１	1,738.00
酒田市あきほ町６９番２	2,062.00
酒田市あきほ町７０番	1,715.00
酒田市あきほ町７１番	3,051.00
酒田市あきほ町７２番	2,033.00
酒田市あきほ町７３番	1,014.00
酒田市あきほ町７４番	1,014.00
酒田市あきほ町７５番	1,014.00
酒田市あきほ町７６番	2,033.00
酒田市あきほ町７７番	3,028.00
酒田市あきほ町１０８番１	432.00
酒田市あきほ町１０８番５	260.00
酒田市あきほ町１０９番１	1,597.00
酒田市あきほ町１１０番１	1,194.00
酒田市あきほ町１１１番１	400.00
酒田市あきほ町１１２番１	1,595.00
酒田市あきほ町１１３番１	1,590.00
酒田市あきほ町１１３番２	783.00
酒田市あきほ町１１３番３	771.00
酒田市あきほ町１１４番１	751.00
酒田市あきほ町１１５番１	724.00
酒田市あきほ町１１６番１	1,343.00
酒田市あきほ町１１６番５	560.00
酒田市あきほ町１１７番１	189.00
酒田市あきほ町１５４番	117.00
酒田市あきほ町１５４番１	8.03
酒田市あきほ町１５５番２	562.00
酒田市あきほ町１８８番１	705.00
酒田市あきほ町２２１番４	706.00
酒田市あきほ町２３９番７	492.00
酒田市あきほ町２５９番１	71.00
酒田市あきほ町２６２番	155.04
酒田市あきほ町２６４番	150.39
酒田市あきほ町２６５番	214.88
酒田市あきほ町２６６番	231.43
酒田市あきほ町２６７番	309.97
酒田市あきほ町２６８番	886.16
酒田市あきほ町２６９番	226.54
酒田市あきほ町２７０番	303.38
酒田市あきほ町２７１番	867.91
酒田市あきほ町２７２番	226.38
酒田市あきほ町２７３番	311.01
酒田市あきほ町２７４番	311.92
酒田市あきほ町２７５番	229.40
酒田市あきほ町２７６番	370.77
酒田市あきほ町２７７番	511.98
酒田市あきほ町２７８番	482.45
酒田市あきほ町２７９番	337.08
酒田市あきほ町２８０番	616.38
酒田市あきほ町２８１番	327.90
酒田市あきほ町２８２番	92.47
酒田市あきほ町２８３番	271.11

所　在　地　番	面　積 (平方メートル)
酒田市あきほ町２９２番	22.00
酒田市あきほ町２９３番	11.00
酒田市あきほ町２９４番	15.00
酒田市あきほ町２９５番	21.00
酒田市あきほ町２９６番	21.00
酒田市あきほ町２９７番	10.00
酒田市あきほ町２９８番	14.00
酒田市あきほ町２９９番	21.00
酒田市あきほ町３００番	10.00
酒田市あきほ町３０１番	14.00
酒田市あきほ町３０２番	10.42
酒田市あきほ町３０３番	12.37
酒田市大宮町二丁目３番４	2,314.08
酒田市両羽町１番２１	3,470.95
酒田市千石町二丁目３番１	5,096.04
酒田市千石町二丁目３番２	658.29
酒田市千石町二丁目３番３	1,210.03
酒田市千石町二丁目３番４	1,329.62
酒田市千石町二丁目３番５	1,727.64
酒田市千石町二丁目３番６	468.00
酒田市千石町二丁目３番７	461.27
酒田市千石町二丁目３番８	545.71
酒田市千石町二丁目３番９	293.69
酒田市千石町二丁目３番１０	108.22
酒田市千石町二丁目３番１１	384.25
酒田市千石町二丁目３番１２	182.41
酒田市千石町二丁目３番１３	202.05
酒田市千石町二丁目３番１４	209.69
酒田市千石町二丁目３番１５	163.76
酒田市千石町二丁目３番１６	1,340.95
酒田市千石町二丁目３番１７	1,214.42
酒田市千石町二丁目３番１８	1,994.70
酒田市千石町二丁目３番１９	1,172.97
酒田市千石町二丁目３０番１	314.25
酒田市千石町二丁目３０番３	73.89

別表第２（第２１条関係）
建物

名　称		所　在	床面積 (平方メートル)
日本海総合病院	病院本館棟	酒田市あきほ町３０番	35,412.03
	エネルギー棟	酒田市あきほ町３０番	2,531.40
	車庫	酒田市あきほ町３０番	294.00
	自転車置場	酒田市あきほ町３０番	50.00
	自転車置場	酒田市あきほ町３０番	50.00
	汚水処理棟	酒田市あきほ町３０番	301.62
	リハビリテーション科棟	酒田市あきほ町３０番	229.69
	あきほ町１号宿舎	酒田市あきほ町１０番	1,629.93
	あきほ町２号宿舎	酒田市あきほ町１０番	1,629.93
	あきほ町３号宿舎	酒田市あきほ町１０番	130.43 (令和6年3月除却)
	あきほ町４号宿舎	酒田市あきほ町１０番	130.43 (令和6年3月除却)
	あきほ町１号宿舎物置	酒田市あきほ町１０番	27.00
	あきほ町１号宿舎物置	酒田市あきほ町１０番	27.00
	あきほ町１号宿舎自転車置場	酒田市あきほ町１０番	32.40
	あきほ町２号宿舎物置	酒田市あきほ町１０番	27.00
	あきほ町２号宿舎物置	酒田市あきほ町１０番	27.00
	あきほ町２号宿舎自転車置場	酒田市あきほ町１０番	32.40
	あきほ町宿舎集会所	酒田市あきほ町１０番	207.23
	あきほ町宿舎ごみ置場	酒田市あきほ町１０番	1.00
	大宮町宿舎	酒田市大宮町二丁目３番４号	1,004.82
	両羽町１号宿舎	酒田市両羽町１番２１号	1,002.02
	両羽町２号宿舎	酒田市両羽町１番２１号	1,012.10
	両羽町宿舎プロパン庫	酒田市両羽町１番２１号	1.00
	両羽町宿舎ごみ置場	酒田市両羽町１番２１号	1.00
	両羽町宿舎自転車置場	酒田市両羽町１番２１号	1.00
	両羽町宿舎自転車置場	酒田市両羽町１番２１号	1.00
	院長宿舎	酒田市みずほ二丁目６番５号	168.52 (平成24年3月除却)
日本海酒田リハビリテーション病院 （平成30年4月「日本海総合病院酒田医療センター」から名称変更）	西棟	酒田市千石町二丁目３番２０号	12,061.41 (平成24年3月除却)
	東棟	酒田市千石町二丁目３番２０号	5,806.82
	附属棟	酒田市千石町二丁目３番２０号	463.90 (平成24年3月除却)
	放射線棟	酒田市千石町二丁目３番２０号	653.20
	ＭＲＩ棟	酒田市千石町二丁目３番２０号	128.90
	発電機室	酒田市千石町二丁目３番２０号	48.00 (平成24年3月除却)
	焼却炉	酒田市千石町二丁目３番２０号	42.00 (平成24年3月除却)
	カルテ等倉庫棟	酒田市千石町二丁目３番２０号	384.06
	酸素ボンベ室	酒田市千石町二丁目３番２０号	3.75 (平成24年3月除却)
	自転車置場	酒田市千石町二丁目３番２０号	32.00
	書類保管倉庫	酒田市千石町二丁目３番２０号	19.44 (平成24年3月除却)
	ごみ置場	酒田市千石町二丁目３番２０号	16.20 (平成24年3月除却)
	ドック棟	酒田市千石町二丁目３番２０号	316.93
	プレハブ倉庫	酒田市千石町二丁目３番２０号	94.25 (平成24年3月除却)
	自転車小屋	酒田市千石町二丁目３番２０号	25.10 (平成24年3月除却)